

監査テーマ		一般会計における市税の賦課徴収、使用料及び手数料の徴収、分担金及び負担金の徴収並びにこれらの収入未済額の管理に関する事務等の執行について			
No	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
1	市民税課	<p><b>個人市民税の過料について</b></p> <p>地方税法第317条の5及び市税条例第28条の5に規定されている「正当な理由」がないときには、地方税法及び市税条例の規定に基づいて、過料を科すべきである。</p> <p>また、申告しなかった場合の「正当な理由」を要綱の設置により明確にし、納税義務者等に向けて過料を科す場合もあることを明確に告知することを検討すべきである。</p>	不措置	<p>申告しなかった場合の「正当な理由」を要綱の設置により明確にすべきとのことであるが、理由の正当性を客観的に判断できる基準を設けることは非常に難しく、直ちに一定の基準に従って過料を科すことは困難である。</p> <p>今後は、納税義務者に向けた広報等を通じて、未申告者を生じさせないように周知していきたいと考えている。</p>	H28.5.16
2	市民税課	<p><b>個人市民税の退職所得の分離課税に係る特別徴収について</b></p> <p>退職所得の分離課税に係る特別徴収義務者が申告納入期限までに本来の申告納入額より少なく市民税を申告納入していた場合には、税額の更正を行うとともに、過少申告加算金を課すべきである。追加納入税額については、更正通知により対応すべきである。</p>	措置済	<p>退職所得の分離課税に係る特別徴収税額について、納入申告書の記載内容に誤りがある場合は、税額の更正を行うとともに、過少申告については、正当な理由がないと認められる場合、過少申告加算金を課することとした。</p>	H31.2.27
3	市民税課	<p><b>個人市民税の未申告者調査について</b></p> <p>未申告者調査を毎年実施すべきである。また、調査報告書作成時に継続調査の必要がある場合における事後処理について調査手順書を定めるべきである。</p>	措置済	<p>定例事務において未申告者調査を毎年実施することとし、調査した結果なお継続調査が必要なものについては、引続き調査を行い、最終結果を報告するように手順書を定めた。</p>	H30.3.5
4	市民税課	<p><b>法人市民税の中間申告に係るみなす申告について</b></p> <p>法人市民税の中間申告納付義務がある法人について、提出期限までに提出しなかった場合には、申告書が提出されたものとみなすという事務を行っておらず、みなす申告に係る法人市民税額の賦課及び調定を行うべきである。</p>	措置済	<p>法人税の中間申告義務がある法人で、提出期限までに予定申告書又は中間申告書の提出がない法人について、税務署閲覧資料も参考にみなす申告に係る法人市民税の賦課及び調定を行うこととした。</p>	H30.10.18
5	資産税課	<p><b>固定資産税（都市計画税を含む）の減免申請書の提出について</b></p> <p>減免を継続するときは、毎年減免申請書を徴すべきである。</p> <p>減免申請書を毎年徴しないのであれば、これに関する規定を設けるべきである。</p>	措置済	<p>令和2年度に、姫路市市税条例及び同条例施行規則を改正し、減免申請書を毎年提出しなくともよい規定を設けました。</p> <p>以上により、指摘内容に対する対応を完了しました。</p>	R3.3.26

監査テーマ		一般会計における市税の賦課徴収、使用料及び手数料の徴収、分担金及び負担金の徴収並びにこれらの収入未済額の管理に関する事務等の執行について			
No	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
6	資産税課	<p><b>固定資産税（都市計画税を含む）の減免申請書及びそれに関する決裁文書、関連資料の保管について</b></p> <p>過去に徴した減免申請書や決裁文書など関連資料が、一部保存されずに廃棄されており、適切な処理が行われているか確認できなかった。これらの資料は、毎年減免する際の根拠となるものであり、保管方法を改善すべきである。</p>	措置済	減免申請書やその決裁書類等は減免の根拠となるものであるから、今後徴した申請書や関係書類は、受理年度ごと減免理由ごとに編冊して保管を徹底し、このような事態が生じないよう万全を期すよう周知した。	H28.5.16
7	資産税課	<p><b>固定資産税（都市計画税を含む）の市長が特に認める減免の決裁について</b></p> <p>減免の基準が明確なものに限り、課長決裁を受けるものとされ、それ以外のものすなわち基準が明確でないものは部長決裁を受けるものとされている。しかしながら、基準が明確でない「市長が特に必要と認めるもの」として固定資産税等を減免している事例で、課長決裁としていた案件が2件発見された。姫路市決裁規程第6条の規定に沿った運用を徹底すべきである。</p>	措置済	「基準が明確なもの」については、姫路市市税条例及び同施行規則で減免できる要件が列挙されていることから、その基準は明確になっているものと認識している。ただ指摘を受けた2件については、基準が明確でない「市長が特に必要と認めるもの」として減免したものであるから、部長決裁を受けるべきであったと考える。今後は、こうした事態が生じないよう、減免の根拠を「市長が特に必要と認めるもの」とするときは、部長決裁を受けるよう周知徹底を図った。	H28.5.16
8	資産税課	<p><b>固定資産税（都市計画税を含む）の課税保留物件について</b></p> <p>課税保留者数が年々増加傾向にあることに加え、今後も少子高齢化に伴い相続人の特定や所在の把握ができないケースが増加することが想定される。書類による実地調査が課税保留の減少につながると判断したのであれば、その方法を取扱要領に文書化すべきである。</p>	措置済	現所有者認定事務につき、書類による実地調査の方法を取扱要領に明文化した。	H28.5.16

監査テーマ		一般会計における市税の賦課徴収、使用料及び手数料の徴収、分担金及び負担金の徴収並びにこれらの収入未済額の管理に関する事務等の執行について			
No	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
9	資産税課	<p><b>姫路市と3自治会との永久土地使用貸借について</b></p> <p>当該状況を解消し、どちらが真実の所有者であるかを確定させるべきである。市が真実の所有者であるならば、市は3自治会から当該土地の賃料を収受するべきであり、3自治会が真実の所有者であるならば、市は名義を変更して当該土地に対し固定資産税を課税するべきである。</p>	措置済	当該土地の現在の登記名義人は「姫路市」であり、固定資産税を課税することはできず、非課税とする処分は適正である。今後、登記名義人の変更があった場合は、その利用状況等に応じた処分を行う。	R6.9.13
10	管財課	<p><b>姫路市と3自治会との永久土地使用貸借について</b></p> <p>姫路市と3自治会との間で使用貸借契約が締結された姫路市名義の土地につき、その賃貸期間は永久で、しかも賃借料が無償となっているため、借主が固定資産税、賃料いずれも負担しない状況になっており、著しく不合理である。こうした状況は速やかに解消すべきである。</p>	措置予定	姫路市と3自治会との間で締結している永久土地使用貸借の覚書については、登記簿上の名義（姫路市所有）と実質的な所有との整合性などに関して、現在、その本来あるべき姿を3自治会と調整中である。	H28.5.16
11	主税課	<p><b>軽自動車税の申告書（原動機付自転車等）受付窓口における各種申告書等の記載内容の確認手続きについて</b></p> <p>原動機付自転車の申告書受付窓口における各種申告書等の記載内容の確認手続きについて、1点目は申告書書類の確認手続きが明文化されていないこと、2点目は登録票を交付する前等に行われる再照合手続きの証跡が残っていないことが、受付事務のエラー発生およびエラー発生時の事後検証を難しくしているため、これら2点について改善措置を要する。</p>	措置済	1点目の申告書書類の確認手続きが明文化されていないことについて、監査時の受付事務手引には具体的な確認手順の記載がなかったが、指摘を受けて記載する措置を行った。 また、登録票を交付する前等に行われる再照合手続きの証跡が残っていないことについては、証跡を残すことを徹底する旨の注意喚起を行うとともに、翌日の点検作業時において受付者及び確認者が不明な申告書の有無の確認を行う措置を行った。	H28.5.16
12	市民税課	<p><b>事業所税の不申告加算金について</b></p> <p>「正当な理由」があるとして課していない不申告加算金及び過少申告加算金についてその判断基準を文書化すること及び「正当な理由」がない場合には不申告加算金及び過少申告加算金を課すことが必要である。</p>	措置済	本年より税総合システムが更新されたことにより、不申告加算金及び過少申告加算金の対応が可能となったため、明らかに「正当な理由」がない期限後申告及び修正申告については、不申告加算金及び過少申告加算金を課すこととした。 また、加算金を課さない場合は、その都度決裁をとり、判断することとした。	H31.2.27

監査テーマ		一般会計における市税の賦課徴収、使用料及び手数料の徴収、分担金及び負担金の徴収並びにこれらの収入未済額の管理に関する事務等の執行について			
No	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
13	市民税課	<b>事業所税の現地調査の実施について</b> 新設事業所だけでなくそれ以外の事業所についても現地調査を実施すべきである。現地調査を実施した際にはその記録を残し、報告を行うべきである。	措置済	担当者を2名体制とし、新設以外の事業所についても現地調査を行うこととした。また、調査票・調査実績一覧等様式を作成し、調査結果をその都度決裁することとした。	H30.10.18
14	市民税課	<b>「事業所税の手引き」の記載内容について</b> 『事業所税の手引き』における貸付申告書の申告期限の記載が市税条例の規定と異なっているため、条例の規定どおりに改めるべきである。	措置済	指摘を踏まえ、『事業所税の手引き』に記載している貸付申告書の申告期限を市税条例の規定どおりに改め、ホームページ上で改訂した手引きを公開した。	H28.8.30
15	市民税課	<b>入湯税の免除理由の記録及び課税免除規定の定期的な見直しについて</b> 入湯施設での宿泊を伴わない入湯をする者のうち、利用料金が規則で定める金額（現行規則では3,000円）未満のものに対する免除規定については設けられた趣旨や理由を確認することができなかった。免除理由の記録は必ず残すべきである。また、課税免除規定は社会環境の変化に応じて定期的に見直しの必要性を検討する必要がある。	措置済	県の公衆浴場入浴料統制額の改定時に合わせて免除規定の見直しの必要性について検討し、検討結果は決裁後、記録として残すこととした。	H31.2.27
16	住宅課	<b>住宅使用料について</b> 平成25年、26年度の不正入居損害賠償金について調定漏れになっているもの（平成25年度7,262千円、平成26年度2,930千円）が検出された。不正入居損害賠償金は家賃の調定とは異なり、手集計により計上されていることから単純な事務処理漏れにより発生した可能性が高い。	措置済	平成27年度中に調定漏れとなっていた10,192千円の調定を行った。	H28.5.12
17	リサイクル推進課	<b>50kg未満の家庭ごみの自己搬入の手数料について</b> 家庭ごみの焼却場への自己搬入の場合の処理手数料について、搬入量が50kg未満の場合は条例に定めがない。搬入を受け入れ、手数料も徴収しているので、条例で手数料の金額を定める必要がある。	措置済	平成29年第1回定例会に上程し、平成29年3月28日に条例改正、同年4月1日付けで施行した。	H29.9.5

監査テーマ	一般会計における市税の賦課徴収、使用料及び手数料の徴収、分担金及び負担金の徴収並びにこれらの収入未済額の管理に関する事務等の執行について
-------	--

No	担当課	監査結果のテーマ・要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
18	リサイクル推進課	<p><b>50kg以上の家庭ごみの処理方法について</b></p> <p>「姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第7条中「別に市長が定める方法により、適正に処理しなければならない。」と規定しているが、「別に市長が定める」ものが見当たらないため、改善が必要である。</p>	措置済	平成28年度姫路市一般廃棄物処理実施計画（姫路市告示第155号）において、「姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年姫路市条例第3号）第7条に規定する別に市長が定める方法は、次のとおりとする。」とし、明記した。	H28.5.16